

「危険物」を「安全」に使用するために ～ 危険物安全週間実施中 ～

私たちの暮らしは、多くの「危険物」に囲まれていることをご存じでしょうか。危険物は、私たちの生活を便利にするために必要である反面、非常に「危険」な物質であり、ちょっとした不注意や知識不足が思わぬ事故につながります。それを防ぐ第一歩が「危険物」を理解し、「安全」な方法を身につけておくことではないでしょうか。

毎年6月第2週目は
全国一斉「危険物安全週間」

そもそも危険物とは？ 危

危険物とは、消防法で定められているもので、一般的に
①火災発生の危険性が大きいもの
②火災拡大の危険性が大きいもの
③消火の困難性が高いもの
というような性質を持った物品をいいます。



塩防くん

【危険物安全週間とは】

毎年6月第2週目（日曜日から土曜日まで）は全国一斉に「危険物安全週間」が実施されます。この週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発の推進により、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的に創設されました。

【危険物の種類】

第1類 酸化性固体	第2類 可燃性固体
第3類 自然発火性物質 禁水性物質	第4類 引火性液体
第5類 自己反応性物質	第6類 酸化性液体

暮らしの中の危険物

マニキュア・除光液（第4類）
アロマオイル（第4類）
消毒用アルコール（第4類）
固形着火剤（第2類）
リチウムイオン電池（第4類）
ガソリン（第4類）



消毒用アルコール

消毒用アルコールは、青い炎が特徴で、服などに引火しても気付きにくく、火傷の危険があります。コンロやタバコの近くで使用しないようにしましょう。



令和5年度
危険物安全週間
推進ポスター

女子カーリングチーム
「ロコ・ソラーレ」

塩防くんからののお知らせ

住宅用火災警報器を**設置**し、**点検**
(年2回以上)、**交換**(10年目安)
しましょう。

詳しくは塩釜地区
消防事務組合HPを
見てみよう！



塩釜地区消防事務組合

ガソリンスタンド利用時の注意事項



日常生活で欠かせない車ですが、車を運転すれば燃料が減り、燃料が減れば給油しなければなりません。ガソリンスタンドのルールについて、確認しましょう。

【ガソリンの特徴】

引火点（火を近づけると燃える温度）が**マイナス40℃以下の極めて低い温度**で、静電気やコンセントの抜き差しなどで発生する**小さな火花**でも**簡単に火が着いてしまいます**。

ガソリンの危険性について



【軽油の特徴】

ディーゼルエンジンの車・トラックなどの燃料に使われます。

※「軽自動車」の燃料は「軽油」ではありません。知らずにガソリンより安い「軽油」を給油しないように気を付けましょう！

【静電気除去の手順】

①車から降りてドアを閉める際、車体の金属部分に触れる

②**静電気除去シート**に触れる

静電気除去シート



③給油口カバーの金属部分に触れて、給油キャップを開ける

④給油ノズルを握り給油口の奥に差し込む

静電気によるガソリンへの引火の映像



セルフスタンドのノズルカバーやノズル受けは

黄 ハイオクガソリン 赤 レギュラーガソリン
緑 軽油 青 灯油

に分けられています。



運搬・保管・消火方法

【ガソリンの運搬・保管】

ガソリンを安全に運搬・保管するため、ガソリンに溜まった静電気を逃がすことが出来る金属製の携行缶を使用しましょう。

運搬・保管の危険性



【消火方法】

ガソリン、灯油、軽油は「油」であるため、水で消すことが出来ません。燃えたガソリンに水をかけると、火が付いたガソリンが飛び散り火災が拡大するおそれがあります。適切な消火器を使用して消火しましょう。

消火方法について



塩釜地区消防事務組合